



鳥取県公報

平成 21 年 11 月 10 日(火)
第 8 1 4 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県道の路線の認定 (679) (道路企画課)	2
	県道の路線の変更 (680) (〃)	2
	出納員の権限に属する事務の一部の委任 (681) (会計指導課)	2

告 示

鳥取県告示第679号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、平成21年11月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
326	大山スマートインター線	西伯郡伯耆町吉長	西伯郡伯耆町岸本	

鳥取県告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、県道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年11月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

整理番号	新旧 の別	路線名	起点	終点	重要な経過地
39	旧	郡家国府線	八頭郡八頭町堀越	鳥取市国府町中河原	
	新	郡家国府線	八頭郡八頭町堀越	鳥取市国府町新井	

鳥取県告示第681号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条第2項に規定する徴収職員について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成21年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
養育医療費の負担金の一部の収納事務
- 2 委任を受けた分任出納員
鳥取県西部総合事務所福祉保健局健康支援課
課長補佐 亀山 慎二
健康づくり支援係長 谷野 真由美
- 3 委任期間
平成21年11月9日から平成22年3月31日まで